

監査委員公表第537号

平成24年11月30日付け監査第818号で提出した監査結果の報告に対し、大分県知事、大分県教育委員会委員長及び大分県公安委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成25年3月1日

大分県監査委員 米 濱 光 郎
 大分県監査委員 姫 野 邦 子
 大分県監査委員 麻 生 栄 作
 大分県監査委員 首 藤 隆 憲

1 指摘事項についての措置状況

監査対象機関	監査実施日	監査結果の指摘事項及びその措置状況
(農林水産部)		
おおいたブランド推進課	平成24年7月31日から 平成24年8月1日まで 平成24年8月22日	<p>指摘事項 次世代を担う園芸産地整備事業において、事業実施要領に定める補助事業の事業実施主体以外の者が行う事業を採択するなど、補助金採択に当たり著しく適正を欠く事例が認められた。</p> <p>措置状況 年度当初に行う担当者会議で、各振興局の担当者に対し、補助事業実施要領・要綱を十分に説明するとともに、事業計画申請・交付申請・変更交付申請・実績報告までの各段階において、振興局や本課の職員によるチェックを徹底する。 また、補助事業者に対しても、補助対象要件などを含めた本補助事業制度について、振興局を通じて再度説明するとともに、今後は補助事業の申請者側においても補助対象の可否が判断できるよう指導を徹底する。</p>
(土木建築部)		
砂防課	平成24年7月20日 平成24年8月9日	<p>指摘事項 土石流監視装置保守点検業務委託について、少なくとも平成22年から数十箇所の雨量観測局において、電源装置のバッテリーが交換時期を過ぎているなど、早急に是正を要する旨の点検結果報告を受けていながら、大半で修理等の措置が行われていないため、費用に対する効果が発現されていないばかりか、危機管理上、適切でない事例が認められた。</p> <p>措置状況 交換時期を迎えたバッテリーなど、欠測が生じ観測結果に影響が生じる恐れのあるものについては、予算を確保し、年内に交換等が完了するよう対応した。 また、バッテリーなど交換時期が分かるものについては、保守点検計画を策定し、定期的に交換していく。</p>

		<p>その他観測結果に影響が生じる恐れのあるものについては、点検結果報告後、速やかに対応できるよう努める。</p>
建築住宅課	平成24年7月12日から 平成24年7月13日まで 平成24年8月8日	<p>指摘事項 県営住宅に設置する消火器について、少なくとも平成22年から消防法施行規則で定められている設置数を満たしていないなど、法令が遵守されておらず、県民の生命や財産に密接に関わる施設の管理が不適切な事例が認められた。</p> <p>措置状況 本年度更新分の消火器について購入・設置したほか、全棟を対象に消火器の設置状況を確認した。各棟ごとの設置本数と位置を再確認し、消火器の所在が確認できなかった箇所には追加設置した。 万一の火災発生時に備え、今後の設置確認については、業者による点検のほか、管理人等からの通報の徹底を図り、入居者の安全・安心の確保に努める。</p>

2 注意事項についての措置状況

監査対象機関 (企画振興部)	監査実施日	監査結果の注意事項及びその措置状況
政策企画課	平成24年7月5日 平成24年8月2日	<p>注意事項 自家用車使用登録を受けずに公務旅行で自家用車を使用している事例が認められた。</p> <p>措置状況 今後、自家用車使用の手続きを適正に行うため、登録事項の一覧表を作成し共有ホルダーに置くことにより、所属職員全員の自覚を促し意識の徹底を図った。また、チェック体制の確立を図るため、自家用車使用による旅行命令の際に各班総括がその都度登録状況を確認することとした。</p>
(福祉保健部)		
福祉保健企画課	平成24年7月11日 平成24年8月7日	<p>注意事項① 被保護家庭高校修学資金貸付未収金について、当該取扱要領の誤りが是正されていないほか、転居等で所在不明な者に対して、市町村への照会などの調査が十分に行われていない事例が認められた。</p> <p>措置状況① 平成24年9月21日付けで被保護家庭高校修学資金貸付未収金取扱要領を改正し、語句等の誤りを是正した。 所在不明な債務者に対しては、平成24年4月16日付けで17名について、また11月7日付けで</p>

		<p>9名について、市町村に照会している。</p> <p>今後は、改正した被保護家庭高校修学資金貸付未収金取扱要領に基づき、適切な催告を実施するなど、収入未済額の縮減に努めていく。</p> <p>注意事項②</p> <p>社会福祉事業振興資金貸付事業に際し、県は社会福祉協議会のみを対象に無利子で資金を貸し付け、同協議会は他の社会福祉法人に資金を貸し付ける方法により事業を実施しているが、このような間接的な助成方法等についての県の要領等が確認できない事例が認められた。</p> <p>措置状況②</p> <p>社会福祉協議会への貸付けに係る必要事項を定めた、「大分県社会福祉事業振興資金貸付要領」を年度内に整備し、今後は、条例や条例施行規則及び同要領に基づき、適正に貸付事業を実施していく。</p>
医療政策課	平成24年7月4日から 平成24年7月5日まで 平成24年8月7日	<p>注意事項①</p> <p>大分県看護師等修学資金貸付金の返還について、納入通知書の発行が遅延しているうえに、督促状の発行が著しく遅延している事例などが認められた。</p> <p>措置状況①</p> <p>債権管理マニュアル等を再確認し、債権管理簿による進捗管理の徹底を図るとともに、調定事務の遅延防止に努める。</p> <p>注意事項②</p> <p>臨床検査精度管理調査事業費補助金について、実績報告書の提出が著しく遅延しているほか、交付決定した内容の一部について、履行の確認ができない事例などが認められた。</p> <p>措置状況②</p> <p>書類の提出時期や添付する書類の確認を、年度当初に補助事業者と行うとともに、事業終了前にも再度確認するなど、進捗管理を十分に行うことで、遅延防止及び履行確認の徹底を図る。</p>
こども子育て支援課	平成24年7月10日から 平成24年7月11日まで 平成24年8月7日	<p>注意事項①</p> <p>母子寡婦福祉資金について、前年度と比較し、収入未済額が増加し、収納率も悪化していることが認められた。</p> <p>措置状況①</p> <p>滞納発生を防止するため、貸付申請時に借主や連帯借主及び連帯保証人との面接を行い、債</p>

還義務についての十分な説明や無理のない償還計画の指導を行うとともに、償還に関する誓約書の提出を義務づけるなどにより、貸付けの相談時から償還意識の徹底を図っている。

また、償還開始3箇月前には、その旨を借主等に通知し、償還計画を再確認のうえ資金を準備するなど、納期内償還を意識づけるとともに、月賦制度や口座振替による償還を採り入れるなど、償還しやすい環境を整えている。滞納した場合は、借主や連帯借主、連帯保証人の状況を調査し、滞納が累積しないよう指導している。

さらに、8月と12月を「償還強化月間」として、全ての滞納者の状況を調査し、市福祉事務所や県保健所地域福祉室と連携して、家庭訪問や電話による催告を実施するとともに、平成23年度には、過去3年連続して償還率が低下している市福祉事務所に対してヒアリングを行うなど、滞納指導の強化を図っている。

今後とも、従来の取組を徹底して行うとともに、市福祉事務所を対象とした研修会を行うなど、関係機関とのさらなる連携を図りながら、期限内の償還促進に努めていく。

注意事項②

児童措置費負担金について、前年度と比較し、収入未済額が増加し、収納率も悪化していることが認められた。

措置状況②

児童措置費負担金の徴収では、措置機関(児童相談所)と徴収機関(市福祉事務所、県保健所地域福祉室)とが異なるため、保護者の家庭状況の把握や納入の動機付けが行い難いといった課題があるが、入所措置の決定を行う児童相談所において、措置開始時に保護者の納入意識の徹底を図るなどで、新たな収入未済額の発生防止に努めている。

また、24年度は、7月と8月及び12月を「徴収強化月間」とし、滞納者の状況を調査するとともに、本庁や保健所、市福祉事務所等が連携して、長期・高額滞納者を中心に家庭訪問や電話による催告等を集中的に実施するとともに、県においては、月に一度、徴収強化日を設けて初期対象者に対し納入指導を行うなど、徴収の強化を図っている。

今後とも関係機関と連携を図りながら、効果的な納入指導を徹底して行い、収入未済額の縮減と新たな滞納発生の防止に努めていく。

		<p>注意事項③ 児童扶養手当返納金について、前年度と比較し、収入未済額は減少しているものの、収納率が悪化していることが認められた。</p> <p>措置状況③ 「大分県児童扶養手当の過払い等による返納金に関する事務処理要領」（平成20年11月17日制定）に基づき、返納金が発生した時点で納入方法を指導し、未納者には、納入告知書や督促状の送付、訪問督促により収入未済対策を講じてきた。</p> <p>また、手当の支払の前には、受給者全員の受給資格の確認を行い、確認が出来ない者については、支給を一時停止のうえ、事実関係の調査を行うとともに、受給者に対して、届出義務を含め児童扶養手当制度の趣旨について周知を図るなどで、新たな収入未済額の発生防止に努めている。</p> <p>過去の未収金についても、関係機関と連携して、電話による催告や家庭訪問を実施し、徴収強化に努めている。</p>
（生活環境部）		
地球環境対策課	平成24年 6 月 14 日 平成24年 7 月 19 日	<p>注意事項 資金前渡した旅費の費用弁償について、精算報告は行われていたが、返納通知書の発付が遅れ前渡資金の返納が遅延するとともに、その保管に適正を欠く事例が認められた。</p> <p>措置状況 返納決議書の決裁後は直ちに返納通知書を発付するよう、事務処理を徹底した。</p> <p>返納する前渡資金については、金庫に保管のうえ、銀行への収納が遅れることのないよう、複数の職員で保管状況を毎日確認することにした。</p> <p>また、新財務会計システムで、返納通知の処理状況を定期的に確認することとした。</p>
廃棄物対策課	平成24年 6 月 8 日 平成24年 7 月 19 日	<p>注意事項 行政代執行による求償金について、前年度と比較すると収納率は上昇しているものの、収入未済額は増加し、また、収入未済額も依然として多額なことが認められた。</p> <p>措置状況 求償金については、「廃棄物対策課未収金に</p>

		<p>係る管理マニュアル」に基づき、督促状による督促を行い、必要に応じて、差押えの措置や差押え換価後には文書等による催告や訪問徴収を行って、回収に努めている。</p> <p>今後も同マニュアルにより、未納者に対する催告や積極的な訪問徴収等を行い、支払能力があるにもかかわらず支払に応じない者に対する強制執行等の法的措置も厳格に行いながら、未収金の削減に向けた回収強化に一層努める。</p>
防災危機管理課	平成24年6月12日 平成24年7月19日	<p>注意事項</p> <p>県庁舎等におけるオフィス家具等転倒防止対策に当たり、事前調査や購入計画等の策定を行うことなく各所属に対して個別購入を指示したことで、経済性・効率性を欠く支出や事務が発生していた。また、事業の進め方が十分に検討されていないため、結果的には整備率が上がっておらず、転倒防止対策が有効にとられていないなど、適正を欠く事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>行政企画課、人事課、財政課、防災危機管理課、情報政策課、施設整備課、用度管財課で構成する検討チームを6月に立ち上げ、計画的かつ効果的に整備するための方針を11月に策定し、全庁に周知した。</p> <p>今後は、策定した方針に基づいて計画的に整備する。</p>
人権・同和対策課	平成24年6月19日 平成24年7月19日	<p>注意事項</p> <p>大分県隣保館連絡協議会事業補助金について、実績報告の遅延が散見された。</p> <p>措置状況</p> <p>遅延していた23年度の実績報告書については、職員監査日の翌日に提出された。</p> <p>24年度の実績報告書については、大分県隣保館連絡協議会事務局に対し、提出の遅延がないよう要請した。</p> <p>3月初旬に再度、補助金交付要綱等に基づく適正な事務処理を指導する。</p>
(商工労働部)		
商工労働企画課	平成24年6月19日 平成24年7月24日	<p>注意事項</p> <p>中小企業設備導入資金について、前年度と比較すると収入未済額は増加し、かつ、収納率も低下しており、また、収入未済額も依然として多額なことが認められた。</p> <p>措置状況</p>

		<p>今後も引き続き、主債務者に対する定期的な経営状況の確認を実施することにより、新たな延滞の発生防止を図るとともに、債務者等に対する積極的な交渉や、悪質な滞納者に対する法的措置により、収入未済額の減少に努める。また、延滞案件については、時効管理に努めたいうえで、全ての債務者が無資力またはこれに近い状態にあり、弁済できないものについては、権利放棄について検討する。</p>
工業振興課	平成24年6月14日から 平成24年6月15日まで 平成24年7月24日	<p>注意事項</p> <p>七島イ再生支援事業委託業務において、仕様書に委託契約の目的となる業務内容や成果品等を具体的に明示していないため、委託事業の成果が十分に確認できない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>今後、委託業務を実施する際には、業務の目標や成果報告書等の目的物を具体的に定め、成果が十分に確認できるような、きめ細かい仕様書にするよう改善を行う。</p>
情報政策課	平成24年6月20日 平成24年7月24日	<p>注意事項</p> <p>資金前渡した食糧費について、精算報告は行われていたが、返納通知書を発付せず前渡資金の返納が遅延するとともに、その保管に適正を欠く事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>前渡資金の返納後、直ちに会計書類の流れを見直し、チェック体制を強化したほか、総務事務集中化所属における返納金の適正な事務手続きを徹底し、再発防止に努めている。</p>
商業・サービス振興課	平成24年6月19日 平成24年7月24日	<p>注意事項</p> <p>緊急雇用街なかにぎわい推進事業委託業務について、事業の実施を確認できる書類が事業実績書に添付されておらず、履行確認が不十分な事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>事業実績書の添付書類として、事業の実施を確認できる書類の提出を求め、確認を行った。今後は、委託業務の検査時に成果の確認を行うなど、より適正な執行管理に努めていく。</p>
(農林水産部)		
農林水産企画課	平成24年7月30日 平成24年8月22日	<p>注意事項①</p> <p>農地利活用推進事業費補助金について、事業が完了していないにもかかわらず額の確定通知を行っているほか、交付決定の前に事業に着手</p>

		<p>している事例や、間接補助事業者から実績報告書が提出されていない事例などが認められた。</p> <p>措置状況① 注意された内容を踏まえて、補助事業者である市町村に対し、事業の適正な執行について、文書による通知を行った。 今後、実績報告書等については、チェックを徹底する。</p> <p>注意事項② 大分県農業委員会等活動強化支援事業費補助金について、実績報告書に当該補助金交付要綱で定められている見積書、領収書等の写しが添付されておらず、代わりに総勘定元帳を添付している事例などが認められた。</p> <p>措置状況② 今後は、補助金交付要綱等に基づき、総勘定元帳の写しだけでなく、必要に応じて領収書等の添付を求める。</p>
<p>団体指導・金融課</p>	<p>平成24年 7月25日 平成24年 8月22日</p>	<p>注意事項① 農業改良資金貸付金について、前年度と比較すると収入未済額は増加し、収納率も悪化していることが認められた。</p> <p>措置状況① 現年度分の収納については、計画的な償還を働きかけるとともに、滞納分については「大分県農業改良資金滞納整理事務処理要領」に基づいて、振興局や融資窓口機関と連携して、借受人や連帯保証人との面接や協議を行い、引き続き収入未済額の解消に努める。また、回収が不可能と判断される者については、不能欠損処理等の債権整理の検討を進める。</p> <p>注意事項② 沿岸漁業改善資金貸付金について、前年度と比較すると収入未済額は減少しているものの、収納率は悪化していることが認められた。</p> <p>措置状況② 現年度分の収納については、計画的な償還を働きかけるとともに、滞納分については「大分県沿岸漁業改善資金滞納整理事務処理要領」に基づいて、振興局や融資窓口機関と連携して、借受人や連帯保証人との面接や協議を行い、引き続き収入未済額の解消に努める。また、回収が不可能と判断される者については、不能欠損</p>

<p>おおいたブランド推進課</p>	<p>平成24年7月31日から 平成24年8月1日まで 平成24年8月22日</p>	<p>処理等の債権整理の検討を進める。</p> <p>注意事項① 大分の茶産地強化対策事業において、補助事業の実績が補助金交付申請時点の事業計画と異なっているにもかかわらず、当初計画のままの数量等を記載した実績報告書により額の確定を行うなど、補助事業の実績確認が十分に行われていない事例が認められた。</p> <p>措置状況① 年度当初に行う担当者会議で、各振興局の担当者に対し、補助事業実施要領・要綱を十分に説明するとともに、事業計画申請・交付申請・変更交付申請・実績報告までの各段階において、振興局や本課の職員によるチェックを徹底する。 また、補助事業者に対しても、補助対象要件などを含めた本補助事業制度について、振興局を通じて再度説明するとともに、今後は補助事業の申請者側においても補助対象の可否が判断できるよう指導を徹底する。</p> <p>注意事項② 緊急雇用「柑橘団地継承推進事業」委託について、委託業務の変更届及び承認が遅延している事例が認められた。</p> <p>措置状況② 今後の委託事業の実施に当たっては、事業の進捗状況を確実に把握するため、四半期ごとの進行管理を行い、業務内容の変更等が生じる場合は、速やかに変更届の提出を契約者に求めるなど、委託契約書に定められた通り適正な事業執行を図る。</p>
<p>森林保全課</p>	<p>平成24年7月24日から 平成24年7月25日まで 平成24年8月23日</p>	<p>注意事項 鳥獣被害防止総合対策交付金に係る対象事業の一部である有害鳥獣の捕獲が目的のわなについて、購入が年度末となったため事業年度内に設置ができず、結果として交付した補助金が十分な効果を発揮していない事例が認められた。</p> <p>措置状況 注意された内容については、適正な事業執行を図るため、県下の全ての事業実施主体に対し、十分留意して事業執行をするよう、文書で通知するとともに、事業担当者会議で、年内に執行するよう指導を行った。 さらに、該当する事業実施主体に対しては、概算払請求の提出の際に、年内にわなの購入に</p>

		係る契約を締結するよう指導を行った。
(教育庁)		
体育保健課	平成24年 6 月 26 日 平成24年 7 月 25 日	<p>注意事項</p> <p>県立高等学校照明設備使用料徴収事務委託において、受託者の徴収金の金融機関への預入及び県への納付が、著しく遅延している等の事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>指摘のあった受託者に対しては、関係法令等に基づき事務処理を是正するよう指導した。</p> <p>また、今後は全受託者に対し、適正な事務処理の徹底を促す通知文書を発出するとともに、内部においては、毎月の徴収状況の確認を複数の職員で行うなど、チェック機能の強化を図ることで、再発防止を徹底したい。</p>
(警察本部)		
交通指導課	平成24年 8 月 21 日から 平成24年 8 月 23 日まで 平成24年 8 月 28 日	<p>注意事項</p> <p>放置違反金について、前年度と比較すると収入未済額は増加し、収納率も悪化していることが認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>過去の収入未済金は、段階に応じて弁明通知書と仮納付書、納付命令書、督促状、催告書、財産差押予告通知書を、それぞれの封筒の色を変えて送付し、注意喚起を図っている。さらに本年度からは、長期滞納者に対して2回送付していた催告書を、再度(計3回)送付して、納付意識を呼び起こしている。</p> <p>また、年間を通じて、滞納者に対する催告及び県内外への戸別訪問並びに滞納処分の執行を実施し、徴収を強化している。</p> <p>今後とも、未収金対策を徹底して行い、収入未済額の縮減及び収納率の向上に努める。</p>
交通機動隊	平成24年 8 月 21 日から 平成24年 8 月 23 日まで 平成24年 8 月 28 日	<p>注意事項</p> <p>事故により公用車に損害が発生した事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>公用車の交通事故防止及び受傷事故防止については、機会あるごとに指導教養、体験型実践訓練及び現場点検等を実施している。</p> <p>今回の事故発生を受けて、交通事故防止のさらなる徹底を図るため、事故当事者に対する個人教養、全隊員に対する全体教養、事件事例に基づく小集団活動等の指導教養を実施した。</p>

今後も引き続き、あらゆる機会を通じて指導
教養を行い、交通事故の再発防止に取り組む。